

人権方針

R N建設は、明るく働きやすい職場環境を維持するために互いの人格を理解し、価値観、思想等の相違点を認め合い、人権を尊重します。

互いの基本的人権を尊重し、人種、国籍、身体、性格、性別、年齢、風貌、親族、思想、信条、宗教、性的指向と性自認等に基づいて誹謗中傷し、相手の人格を否定するような言動は禁止しています。

また、相手の人権を侵害するような自己の思想、信条等の押し付けや、勧誘行為を行いません。

1. 適用範囲

本方針はR N建設株式会社の役職員の全てに適用されます。また、サプライチェーンを構成するすべてのパートナーの皆様に、本方針の理解を働きかけ、支持していただくことを期待します。

2. 規範と法令の遵守

国際連合の国際人権章典(世界人権宣言、2つの国際人権規約)及び、国際労働機関(ILO)の「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」を基本とし、国際連合の「ビジネスと人権に関する指導原則」を遵守します。

なお、国際規範とそれぞれの国や地域の現地法令が相反する要請に直面した場合は、国際的に認められた人権の原則を追求します。

3. 人権デューデリジェンス

事業活動に伴う人権侵害のリスクを把握し、予防や軽減のために対処していきます。また、対応の実効性を追跡調査します。

4. 救済と是正

企業が人権侵害の原因となった、もしくは助長した場合に正当なプロセスを通じてその是正を行います。

5. 教育

本方針が、事業活動全般に定着・実践されるよう、役員及び職員の全てに継続的な教育・研修を行います。

6. ステークホルダーとの対話

事業活動が人権に及ぼす負の影響について、関連するステークホルダーとの対話や協議を進めていきます。

7. 情報開示

人権尊重の取組みについて、ウェブサイトや報告書などで情報開示します。

【制定】2022年 9月 22日

【改定】2024年 11月 1日

【改定】2026年 4月 1日(商号変更)